

八幡西区鳴水町の私道について(陳情第50号関連)

1 陳情第50号における私道の概要

場所:北九州市八幡西区鳴水町5番付近

※ 市道元城町京良城町1号線に接する下図の赤の点線で囲んだエリア



※緑色の実線は市道



側溝の状況(2024年6月 Google Map より)

2 私道における側溝の管理の考え方

私道は、原則として所有者が適切に管理するものであり、私道に設置された側溝についても所有者が管理を行うべきものである。

3 私道の市道認定について

市では、私道のうち公共性があり、地元町内や所有者からの要望があったものについて、一定の条件を満たすものを市道として認定。

一般的な認定基準としては、公共性、権利関係、幅員・構造など、次のような要件を設定。

- (1) 道路の両端が公道に接続するなど公共性があること(一般の交通の用に供している、不特定多数の人や車が通行している)
- (2) 道路敷が無償取得で速やかに所有権の移転登記ができ、抵当権などの権利の設定がないこと
- (3) 道路の構造は、幅員 4m以上・勾配 12%以下で側溝等が整備済であること

私道の市道認定のご要望があれば、まずは、区役所のまちづくり整備課に認定基準を満たすのか、また、どうすれば認定要件を満たすのかなど、個別にご相談をいただきたい。